

ポラリンでんき×ポテト 料金定義書

株式会社 東急パワーサプライ

2026 年 11 月 1 日実施

目次

1.	適用	3
2.	本定義書の変更	3
3.	端数処理	3
4.	契約種別	3
5.	申込み	3
6.	電気料金	3
7.	契約種別の適用条件および電気料金	4
8.	契約種別または適用料金定義書の変更	7
9.	契約種別の終了	7
10.	燃料費等調整単価のお知らせ	7
	付則	8
	別表 1 燃料費等調整	9

1. 適用

ポラリンでんき×ポテト料金定義書（以下、「本定義書」といいます）は、当社の電気需給約款【低圧】（北海道エリア）（以下、「低圧約款」といいます）に基づき、当社の提携事業者である旭川ケーブルテレビ株式会社のサービスエリアで電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。ただし、当社の提携事業者である旭川ケーブルテレビ株式会社が、電気を代理販売する場合にのみ適用いたします。

2. 本定義書の変更

当社は、当社の電源調達の状況に適合させるためその他の理由によって、本定義書を変更することがあります。そのとき、その変更は低圧約款の定めに準じて行います。

3. 端数処理

本定義書において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、低圧約款に定めた方法といたします。

4. 契約種別

本定義書による契約種別は、次の通りといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	ポラリンでんき B（従量電灯 B 相当）
	ポラリンでんき C（従量電灯 C 相当）
電力需要	ポラリンでんき D（低圧電力相当）

5. 申込み

本定義書による契約種別の適用をご希望されるお客さま（以下、「申込者」といいます）は、あらかじめ低圧約款、本定義書、ポラリンでんき×ポテト重要事項説明に同意のうえで、原則として希望する契約種別を選択して、所定の申込書等によって申込みをしていただきます。契約種別を選択されなかったときは、申込者の電気需給設備の状況に応じて、ポラリンでんき B、ポラリンでんき C、ポラリンでんき D のうち、適合するものを当社が決定いたします。

6. 電気料金

- (1) 電気料金は、基本料金、電力量料金、低圧約款別表 1 による再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とし、契約種別ごとに定めます。
- (2) 基本料金は、1 月につき規定の料金といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。
- (3) 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することといたします。

- (4) 前項の電力量料金は、本定義書別表 1（燃料費等調整）による燃料費等調整額を加減いたします。
- (5) 本定義書における契約種別の電気料金は、低圧約款 18 に定める場合に該当するときは日割計算いたします。

7. 契約種別の適用条件および電気料金

契約種別ごとの適用条件等および電気料金は、次の通りといたします。

(1) ポラリンでんき B

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において電力需要（当社の他の約款または料金定義書における電力需要を含みます）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、(イ)に該当し、かつ(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、原則としてお客さまの申し出によって定めます。
- (ロ) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます）または電流を制限する計量器を取付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえる恐れがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取付けません。

④ 基本料金

契約電流 20 アンペア	1,108 円 73 銭
--------------	--------------

契約電流 30 アンペア	1,663 円 09 銭
契約電流 40 アンペア	2,217 円 46 銭
契約電流 50 アンペア	2,771 円 82 銭
契約電流 60 アンペア	3,326 円 19 銭

⑤ 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 66 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40 円 76 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44 円 36 銭

(2) ポラリンでんき C

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において電力需要（当社の他の約款または料金定義書における電力需要を含みます）とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、(イ)に該当し、かつ(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約容量

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

④ 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	554 円 36 銭
---------------------	------------

⑤ 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 66 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40 円 76 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44 円 36 銭

(3) ポラリンでんき D

① 適用範囲

動力を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において電灯需要（当社の他の約款または料金定義書における電灯需要を含みます）の契約種別とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）または、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）と契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、一般送配電事業者が適当と認めた場合には、(イ)に該当し、かつ(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約電力

契約主開閉器により契約電力を定めることとし、契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、原則として以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ただし、契約電力を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約電力をお客さまと当社との協議によって定めます。

④ 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	1,512 円 92 銭
-----------------	--------------

⑤ 電力量料金

1 キロワット時につき	26 円 13 銭
-------------	-----------

8. 契約種別または適用料金定義書の変更

お客さまが、異なる契約種別または別の料金定義書の契約種別の適用を希望される場合には、契約種別を選択の上で、所定の様式によって申込みをしていただきます。

9. 契約種別の終了

- (1) 当社は、契約種別の一部または全部の提供を終了することがあります。その場合において、当社は、当社ホームページにおいて3か月以上前にお知らせいたします。
- (2) 当社は、適用されている契約種別が終了する場合、終了後に移行する料金定義書および契約種別をお知らせいたします。

10. 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、毎月の燃料費等調整単価を当社ホームページおよび請求書等においてお知らせいたします。

付則

1. 本定義書の実施期日

本定義書は 2026 年 11 月 1 日より施行するものとします。

2. 本定義書の実施に伴う経過措置

2026 年 11 月の検針日または計量日の前日まで（2026 年 11 月分の料金算定期間）の料金の適用に関しては 2026 年 10 月 31 日まで実施されていた変更前の本定義書の定めを適用いたします。

別表 1 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

①平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1874$$

$$\beta = 0.0899$$

$$\gamma = 1.0036$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

②離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = F \times \varepsilon$$

F = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\varepsilon = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は 1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

③燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

燃料費調整単価は、以下の算式により算定いたします。

$$(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(4)の基準燃料単価}}{1,000}$$

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式により算定いたします。ただし、離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合の離島平均燃料価格は離島調整上限燃料価格といたします。

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(5)の離島基準燃料単価}}{1,000}$$

燃料費調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

④燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格 算定期間	離島平均燃料価格 算定期間	燃料費等調整単価 適用期間
毎年1月1日から3月31 日までの期間	毎年1月1日から3月31 日までの期間	その年の5月の検針日か ら6月の検針日の前日ま での期間
毎年2月1日から4月30 日までの期間	毎年2月1日から4月30 日までの期間	その年の6月の検針日か ら7月の検針日の前日ま での期間
毎年3月1日から5月31 日までの期間	毎年3月1日から5月31 日までの期間	その年の7月の検針日か ら8月の検針日の前日ま での期間
毎年4月1日から6月30 日までの期間	毎年4月1日から6月30 日までの期間	その年の8月の検針日か ら9月の検針日の前日ま での期間
毎年5月1日から7月31 日までの期間	毎年5月1日から7月31 日までの期間	その年の9月の検針日か ら10月の検針日の前日ま での期間
毎年6月1日から8月31 日までの期間	毎年6月1日から8月31 日までの期間	その年の10月の検針日か ら11月の検針日の前日ま での期間

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

⑤燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に③によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 別表 1 (1)③に定める基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	80,800 円
--------	----------

(3) 別表 1 (1)③に定める離島基準燃料価格および離島調整上限燃料価格

離島基準燃料価格および離島調整上限燃料価格は、次のとおりといたします。

離島基準燃料価格	79,300 円
離島調整上限燃料価格	119,000 円

(4) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといた

します。

基準燃料単価	17 銭 3 厘
--------	----------

(5) 離島基準燃料単価

離島基準燃料単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

離島基準燃料単価	1 厘
----------	-----